

## 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号 (イ) の申請をされる皆様へ

### 必要書類

- ・ 認定申請書 (コピー不可、訂正印不可) 2 部
- ・ 住所が確認できる資料 1 部  
(許認可書、申告書などで確認ができる場合は別途不要。)
- ・ 指定業種と判断できる資料 1 部  
(許認可業種は許認可書が必要。  
許認可書のない業種は登記簿謄本や申告書などで可。)
- ・ 最近 3 か月と前年同期の売上高のわかる資料 各 1 部  
(試算表や売上台帳、総勘定元帳など。)  
(申告書を資料とする場合、翌年度申告前まで有効。  
決算書を資料とする場合、翌年度決算期から 2 か月間有効。)  
イー①全体の売上高のわかる資料  
イー②主たる業種と全体の売上高のわかる資料  
イー③指定業種と全体の売上高のわかる資料  
※該当する数値をマーカー等で明示して下さい。
- ・ 売上高比較表(イ)①～③のいずれか 1 部

### 記載上の注意点

- ・ 申請者自署、印鑑証明書発行の印鑑を使用してください。
- ・ 減少率等は小数第 2 位まで記入(第 3 位以下切捨て)。
- ・ 申請の際には申請月を含まない最近 3 か月の資料を添付してください。(最近 3 か月とは、申請月から 2 か月前の月を含む、前後 3 か月のことです。  
例：申請月 6 月→3 月 4 月 5 月、2 月 3 月 4 月)
- ・ 指定業種記入欄については中小企業庁による指定業種リスト掲載の名称を記入してください。兼業している場合は、指定業種、非指定業種(非指定業種は、日本標準産業分類を参照。非保証対象業種は除く。)を問わず列記してください。また、記入いただいた名称がリストと異なる場合、申請書の書直しをお願いすることがあります。  
※リストは中小企業庁ホームページにて公開されています。  
中小企業庁ホームページ：[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

### 発行までの目安

- ・ 最短で、申請日を含め 3 日  
(諸事情により前後する可能性があります。)

【問い合わせ先】  
甲賀市役所商工労政課  
電話 6 9 - 2 1 8 7